



平成18年5月24日

各 位

会社名 立飛企業株式会社
代表者名 代表取締役社長 高橋勝寿
(コード番号 8821 東証第2部)
問合せ先 取締役総務部長兼経理部長
村山正道
(042 536 1111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月24日開催の取締役会において、定款の一部変更に関し、平成18年6月29日開催予定の第110回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社の事業の現状に即するために、現行定款第2条(目的)8号の「専売品」を「たばこ」に品名の変更をするものであります。
- (2) 「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

単元未満株式について行使することができる権利を定めるため、変更案第10条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。

「会社法」および法務省令により定款に定めることによって、株主総会招集に際し、インターネットを利用する方法で株主総会参考書類等を開示

した場合、株主に対しその内容を提供したものとみなされますので、変更案第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。

株主総会に出席して議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にするとともに株主への周知を図るため、変更案第 17 条（議決権の代理行使）に代理人の員数を規定するものであります。

「会社法」第 370 条により取締役会の書面決議が認められたことに伴い、取締役会の機動的・効率的な開催が可能となるよう、変更案第 26 条（取締役会の決議の省略）を規定するものであります。

取締役および監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議をもって法令の規定する限度内でその責任を免除する旨、ならびに、有能な社外取締役および社外監査役を招聘することができるように、社外取締役および社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨、変更案第 29 条（取締役の責任免除）および変更案第 37 条（監査役の責任免除）を新設するものであります。

なお、変更案第 29 条（取締役の責任免除）の新設につきましては、監査役全員の一致による各監査役の同意を得ております。

その他、会社法が施行されたことに伴い、規定の整備、条文の加除および条数の変更等を行い、また、構成の整理、用語、条文、文言の修正、追加、削除等を行うとともに定款全般において、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条（商号） 当社は立飛企業株式会社と称する。</p> <p>第 2 条（目的） 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 不動産の管理、賃貸、売買、仲介および鑑定</p> <p>2. 倉庫業</p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条（商号） 当社は、<u>立</u>飛企業株式会社と称する。</p> <p>第 2 条（目的） 当社は、<u>次</u>の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 不動産の管理、賃貸、売買、仲介および鑑定</p> <p>2. 倉庫業</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3 . 陸上運送業</p> <p>4 . 流通機構の一環としての施設の管理運営に関する事業</p> <p>5 . スポーツ、レクリエーション等施設の経営ならびに関連用品の販売</p> <p>6 . 住宅および住宅用各種設備の展示販売</p> <p>7 . 建設工事の請負および資材諸器具の製造販売</p> <p>8 . 給油所、食堂ならびに専売品、飲料品、食料品、日用品等の販売</p> <p>9 . 建物および施設内外の清掃請負業務</p> <p>10 . 損害保険代理店業務</p> <p>11 . 関係会社への投資</p> <p>12 . 前各号に関連する一切の事業</p> <p>第3条（本店の所在地） 当社は本店を東京都立川市に置く。 （新設）</p> <p>第4条（公告の方法） 当社の公告は東京都において発行される日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第5条（発行する株式の総数） 当社の発行する株式の総数は、3,000万株とする。 （新設）</p> <p>第6条（自己株式の取得） 当社は商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p>第7条（1単元の株式の数） 当社の1単元の株式の数は、100株とする。</p>	<p>3 . 陸上運送業</p> <p>4 . 流通機構の一環としての施設の管理運営に関する事業</p> <p>5 . スポーツ、レクリエーション等施設の経営ならびに関連用品の販売</p> <p>6 . 住宅および住宅用各種設備の展示販売</p> <p>7 . 建設工事の請負および資材諸器具の製造販売</p> <p>8 . 給油所、食堂ならびにたばこ、飲料品、食料品、日用品等の販売</p> <p>9 . 建物および施設内外の清掃請負業務</p> <p>10 . 損害保険代理店業務</p> <p>11 . 関係会社への投資</p> <p>12 . 前各号に関連する一切の事業</p> <p>第3条（本店の所在地） 当社は、本店を東京都立川市に置く。 <u>第4条（機関）</u> <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u> <u>(1)取締役会</u> <u>(2)監査役</u> <u>(3)監査役会</u> <u>(4)会計監査人</u></p> <p>第5条（公告方法） 当社の公告は、東京都において発行される日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、3,000万株とする。</p> <p>第7条（株券の発行） 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>第8条（自己の株式の取得） 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第9条（単元株式数および単元未満株券の不発行） 当社の単元株式数は、100株とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第8条（单元未満株券の不発行）</u> 当社は、<u>1单元の株式の数に満たない株式（以下「单元未満株式」という。）</u>に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。 （新設）</p> <p><u>第9条（名義書換代理人）</u> 当社は株式につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、单元未満株式の買取り、実質株主通知の受理、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p><u>第10条（株式取扱規則）</u> 当社の株券の種類、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、单元未満株式の買取り、実質株主通知の受理、その他株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>	<p><u>2</u> 当社は、第7条の規定にかかわらず、单元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p><u>第10条（单元未満株式についての権利）</u> 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 <u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p><u>第11条（株主名簿管理人）</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p><u>2</u> 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p><u>3</u> 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p><u>第12条（株式取扱規則）</u> 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第11条（基準日）</u> <u>当社は毎年3月31日現在の最終株主名簿に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u> <u>前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日現在の最終株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使することができる株主または質権者とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p><u>第12条（権限）</u> <u>当社の株主総会は法令または定款の定める事項に限り決議することができる。</u></p> <p><u>第13条（招集の時期）</u> <u>定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。</u></p> <p>（新設）</p> <p><u>第14条（招集権者および議長）</u> <u>株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、議長となる。</u> <u>取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>（新設）</p>	<p>（削除）</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>（削除）</p> <p><u>第13条（招集）</u> <u>当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p><u>第14条（定時株主総会の基準日）</u> <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p><u>第15条（招集権者および議長）</u> <u>株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p><u>2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p><u>第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第15条（議決権の代理行使） 株主は当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>（新設）</p> <p>第16条（決議の方法） 株主総会の決議は法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。</p> <p>第17条（議事録） 株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名捺印する。 株主総会の議事録は決議の日から10年間本店に備え置く。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 第18条（員数） 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p>第19条（選任） 取締役は株主総会において選任する。 取締役の選任決議については、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</u></p> <p>取締役の選任決議は累積投票によらない。</p> <p>第20条（任期） 取締役の任期は、<u>就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>第17条（議決権の代理行使） 株主は、<u>当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u></p> <p>2 株主または代理人は、<u>株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>第18条（決議の方法） 株主総会の決議は、<u>法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>（削除）</p> <p>第4章 取締役および取締役会 第19条（員数） 当社の取締役は、<u>10名以内とする。</u></p> <p>第20条（選任方法） 取締役は、<u>株主総会において選任する。</u> 2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 3 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする。</u></p> <p>第21条（任期） 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第21条（代表取締役） 代表取締役は取締役会の決議により選任する。 代表取締役は取締役会の決議にしたがい、会社の業務を執行し会社を代表する。</p> <p>第22条（役付取締役） 取締役会の決議により取締役会長1名、取締役社長1名、専務取締役、常務取締役各若干名を置くことができる。 （新設）</p> <p>第23条（取締役会の権限） 取締役会は会社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する。</p> <p>第24条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。</p> <p>取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>第25条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 （新設）</p> <p>第26条（取締役会の決議方法） 取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって決する。</p>	<p>第22条（代表取締役） 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2 代表取締役は取締役会の決議にしたがい、会社の業務を執行し会社を代表する。</p> <p>第23条（役付取締役） 取締役会は、その決議によって取締役会長1名、取締役社長1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 2 取締役会長は、会社業務の大綱を総括する。 取締役社長は、取締役会の決議に基づき会社業務を統轄する。 専務取締役、常務取締役は社長を補佐して、社務の処理にあたる。 （削除）</p> <p>第24条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第25条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第26条（取締役会の決議の省略） 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第27条（取締役会の議事録）</u> <u>取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名捺印する。</u> <u>取締役会の議事録は決議の日から10年間本店に備え置く。</u> （新設）</p> <p>第28条（報酬） <u>取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会において定める。</u> （新設）</p> <p>第5章 監査役および監査役会 第29条（員数） <u>当社の監査役は5名以内とする。</u> 第30条（選任） <u>監査役は株主総会において選任する。</u> <u>監査役の選任決議については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</u></p>	<p>（削除）</p> <p><u>第27条（取締役会規則）</u> <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u> 第28条（報酬等） <u>取締役の報酬、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u> <u>第29条（取締役の責任免除）</u> <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u> 第5章 監査役および監査役会 第30条（員数） <u>当社の監査役は、5名以内とする。</u> 第31条（選任方法） <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第31条（任期） <u>監査役の任期は、就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>第32条（常勤監査役） <u>監査役は互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>第33条（監査役会の招集通知） <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> （新設）</p> <p>第34条（監査役会の決議方法） <u>監査役会の決議は法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。</u></p> <p>第35条（監査役会の議事録） <u>監査役会の議事録には、議事の経過の要領</u> <u>およびその結果を記載し、出席した監査役がこれに記名捺印する。</u> <u>監査役会の議事録は決議の日から10年間本店に備え置く。</u> （新設）</p> <p>第36条（報酬） <u>監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会において定める。</u> （新設）</p>	<p>第32条（任期） <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第33条（常勤監査役） <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>第34条（監査役会の招集通知） <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経てないで監査役会を開催することができる。</u> （削除）</p> <p>（削除）</p> <p>第35条（監査役会規則） <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>第36条（報酬等） <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第37条（監査役の責任免除） <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく責任の</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第37条（営業年度） <u>当社の営業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、営業年度の末日を決算期とする。</u></p> <p>第38条（株主配当金） <u>株主配当金は毎年3月31日現在の最終株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p> <p><u>前項の株主配当金は、支払開始日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は支払の義務を免れる。</u></p> <p><u>未払の株主配当金に対しては利息をつけない。</u></p>	<p><u>限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第38条（事業年度） <u>当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p> <p>第39条（剰余金の配当の基準日） <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u> <u>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>第40条（配当金の除斥期間） <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u> <u>2 未払の配当財産に対しては利息をつけない。</u></p>

3 . 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 29 日 (木曜日)
- (2) 定 款 変 更 の 効 力 発 生 日 平成 18 年 6 月 29 日 (木曜日)

以 上